

第4章 関係図書作成上の留意事項

第4章 関係図書作成上の留意事項

4.1 共通事項

- i 関係図書は広く一般住民が理解できるよう、わかりやすく簡潔な文章で記述する。
- ii 学術用語、法令用語等には注釈を付ける。
- iii 客観的な事実とそれを基に推論した見解とは、明確に区別する。
- iv 地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを用いる。
- v 文献、資料を引用する場合は、出典（著者名、名称、調査年）を明記するとともにできる限り信頼性の高いもので最新のものを使用する。

引用した文献、資料等は文献目録として整理する。

4.2 調査計画書の作成

<記載事項及び内容>

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- ② 対象事業の目的及び概要
 - ・対象事業の目的を明らかなものとするため、対象事業の必要性、事業計画検討の経緯等について記載する。
 - ・対象事業の概要については、対象事業の名称、種類、実施区域、規模、実施期間、実施方法等で調査計画書作成までに定まっている内容、規模等の設定の根拠を記載する。
 - ・対象事業実施区域については、位置及び周辺の状況がわかる地図に示す。
- ③ 調査項目
 - ・環境影響要因と項目からなる関連表により、選定した環境影響評価の項目を整理する。その際、間接影響については、必要に応じ、補足説明又は影響のネットワーク図等を付記する。
 - ・環境影響評価の項目について選定の理由及び別表3に示した項目のうち選定しなかった項目についてその理由を記載する。選定しなかった理由については、できるだけ具体的に記載し、必要に応じ、概略の予測結果を添付する。選定した項目のうちで重大な影響が想定される項目がある場合にはその旨を記載する。
- ④ 調査方法
 - ・環境影響評価の項目ごとに調査等の方法を記載する。
 - ・調査の方法については、調査内容、調査方法（又は測定方法）、調査地域・地点及び調査期間・頻度を記載する。
 - ・予測の方法については、予測内容、予測方法、予測地域・地点及び予測対象時期等を記載する。
 - ・評価の方法については、影響の回避・低減を図る地域・対象又は回避・低減を図る影響の観点並びに整合を図るべき環境保全の基準・目標について記載する。また、影響の回避・低減のための代替案検討の範囲についてできる限り記載する。
 - ・調査地域・地点及び予測地域・地点については地図に示す。

- ・調査等の方法の設定理由及び根拠について記載する。

⑤ 環境保全についての配慮事項

i 地域特性

- ・地域特性の把握のための調査を実施した地域の地理的範囲について記載する。
- ・地域の環境の概要、回避及び低減等の配慮を図るべき対象その他の地域の環境保全上の留意点を地域特性の把握のための調査の区分ごとに記載する。

ii 環境の保全についての配慮事項

次の事項を記載する。

- ・回避・低減の配慮を図るべき対象・地域
- ・調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容
- ・対象事業の計画の熟度に応じて今後配慮していく事項及びその配慮の方針
- ・配慮が困難な事項及びその理由
- ・その他（環境の現状の改善のための措置等）

<調査計画書の目次構成例>

第1章 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2章 対象事業の目的及び概要

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の目的
- 3 対象事業の実施区域
- 4 対象事業の規模
- 5 対象事業の実施期間
- 6 対象事業の実施方法

第3章 調査項目

- 1 環境影響要因の把握
- 2 環境影響評価項目
- 3 項目選定の理由及び根拠

第4章 調査方法

- 1 ○○（影響要因）による△△（項目）への影響
 - (1) 調査
 - ア 調査内容
 - イ 調査方法
 - ウ 調査地域・地点
 - エ 調査期間・頻度
 - (2) 予測
 - ア 予測内容
 - イ 予測方法
 - ウ 予測地域・地点
 - エ 予測対象時期等

(3) 評価

ア 評価方法

イ 環境の保全に関する配慮方針

- - - - -

第5章 環境の保全についての配慮事項

1 地域特性

(1) 社会的状況

ア 人口及び産業の状況

イ 土地利用の状況

ウ 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

エ 交通の状況

オ 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

カ 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備状況

キ 法令による指定及び規制等の状況

(2) 自然的状況

ア 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

イ 水質、底質、水象等の状況

ウ 土壌及び地盤の状況

エ 地形及び地質の状況

オ 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

カ 景観、自然とのふれあいの場の状況

キ 文化財その他の生活環境の状況

2 環境の保全についての配慮事項

(1) 回避又は低減の配慮を図るべき地域又対象域

(2) 調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容

(3) 今後事業計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針

(4) 配慮が困難な事項及びその理由

(5) その他（環境の現状の改善のための措置等）

4.3 準備書の作成

準備書は本編及びそれを補足する資料編とする。

本編は、必要な内容を簡潔に記述し、詳細なデータ等は、適宜資料編に記載する。

要約書（準備書を要約した書類）は、準備書の内容をわかりやすく要約した概要版とし、縦覧や説明会における資料編として作成する。

要約書の作成に当たっては、より一層理解しやすい内容とするように努める。

準備書には、次の事項を記載する。

<記載事項及び内容>

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- ② 対象事業の目的及び内容
 - ・対象事業の内容については、環境影響の予測・評価の結果により採用することとした計画の内容を記載し、調査計画書に記載した事項のほか、環境影響の予測・評価において必要な対象事業の内容について記載する。
- ③ 地域特性
- ④ 関係地域
- ⑤ 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- ⑥ 調査計画書についての市長の意見
- ⑦ ⑤及び⑥の意見についての事業者の見解
 - ・これらの意見により、調査計画書の内容を変更したり、準備書に反映させた事項についてはその内容を明らかにする。
- ⑧ 環境影響評価の調査項目及び調査方法
 - ・調査等の項目として選定した項目、調査等の方法について調査計画書の内容に準じ、項目及び方法について見直しを行った場合は、その見直しの経緯について記載する。
- ⑨ ⑧の選定についての市長の技術的助言の内容
- ⑩ 調査の結果の概要、予測結果及び評価結果を記載する。
 - ・項目ごとに、調査結果の概要、予測結果及び評価結果を記載する。
- ⑪ 環境の保全のための措置
 - ・予測・評価の過程で検討対象とした環境保全措置、そのうち採用することとした措置及びその理由等を一覧できるよう整理する。
 - ・予測・評価の結果、やむを得ず代償措置を講ずることとした場合は、代償措置の実施計画について記載する。
- ⑫ 対象事業の実施による影響の総合的な評価
- ⑬ 事後調査の計画
 - ・事後調査項目、調査内容、調査の時期・期間・時間帯・頻度、調査地点、調査方法、事後調査書の提出時期及び事後調査を実施する主体について記載する。
- ⑭ 環境影響評価の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

＜準備書の目次構成例＞

- 第1章 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 第2章 対象事業の目的及び概要
- 1 対象事業の名称
 - 2 対象事業の目的
 - 3 対象事業の実施区域
 - 4 対象事業の規模
 - 5 対象事業の実施期間
 - 6 対象事業の実施方法
- 第3章 地域特性
- 第4章 関係地域
- 第5章 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- 第6章 調査計画書についての市長の意見
- 第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解
- 第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法
- 1 ○○（影響要因）による△△（項目）への影響
 - (1) 調査方法
 - (2) 予測方法
 - (3) 評価方法
- - - - -
- 第9章 第8章の選定についての市長の技術的助言の内容
- 第10章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果
- 1 ○○（影響要因）による△△（項目）への影響
 - (1) 調査結果の概要（詳細については、資料編に記載）
 - (2) 予測結果
 - (3) 評価結果
- - - - -
- 第11章 環境保全のための措置
- 1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置
 - 2 代償措置の実施計画（代償措置を実施する場合）
 - (1) ○○に係る代償措置
 - ア 環境影響を回避又は低減することが困難な理由
 - イ 対象事業により損なわれる環境の状況
 - ウ 代償措置により創出する環境の目標
 - エ 代償措置の妥当性
 - オ 代表措置に提供する技術と効果
 - カ 代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場合の環境影響の回避又は低減措置等
 - キ 事後調査に関する事項
- - - - -

第12章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

第13章 事後調査の計画

1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

2 調査方法等

(1) ○○（影響要因）による△△（項目）への影響

ア 調査内容

イ 調査の時期、期間、時間帯及び頻度

ウ 調査地点

エ 調査方法

- - - - -

3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

4 事後調査の実施体制

(1) 事後調査書の提出時期

(2) 事後調査を実施する主体

第14章 環境影響評価の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

4.4 評価書の作成

<記載事項及び内容>

- i 準備書に記載された事項
 - ・準備書の内容に、必要な修正を加えて記載する。
- ii 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
- iii 市長意見書に記載された意見
- iv 2及び3に対する事業者の見解
- v その他の事項（環境影響評価の手續概要、準備書の修正概要等）

4.5 事後調査書の作成

事後調査の結果については、できる限り具体的に記述する。

複数回に分けて事後調査書を作成する場合、最終の事後調査書には、それ以前の事後調査の内容を整理・総括した内容も併せて記載する

<記載事項及び内容>

- ① 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 対象事業の目的及び内容
 - ・評価書に記載した事項を記載する。
- ③ 関係地域
- ④ 事後調査の結果
 - ・調査実施者、調査日時、調査方法、調査地点を記載する。
 - ・結果について、予測結果と比較検討が可能なように図表等を用いて整理、記載する。
 - ・対象事業の実施の状況及び環境保全措置の実施状況を記載する。
- ⑤ 事後調査の結果の評価
 - ・事後調査の結果を予測・評価結果と比較し、環境保全措置の追加措置を実施する必要があるかどうかについて評価する。
- ⑥ 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の措置等
 - i 環境影響の程度が著しくなった原因の検討結果、追加措置の検討結果、追加措置を講ずることとした場合その内容及びその効果等の継続的監視調査の計画を記載する。
 - ii i の記載内容と評価書に記載された事後調査計画のうち環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針との整合についての検討結果を記載する。
 - iii 必要に応じ、事後調査以後の自主的な監視調査計画、苦情等が寄せられた場合の対応方法、情報公開の方法等について記載する。
- ⑦ 事後調査の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

<事後調査書の目次構成例>

第1章	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
第2章	対象事業の目的及び内容
第3章	関係地域
第4章	事後調査の結果
1	調査実施者
2	調査結果
(1)	〇〇（影響要因）による△△（項目）への影響
ア	調査日時
イ	調査方法
ウ	調査地点
エ	調査結果
オ	予測・評価結果との比較及びその考察
	- - - - -
3	対象事業の実施の状況及び環境保全措置の実施状況
第5章	事後調査の結果の評価
第6章	事後調査の結果により環境に及ぼす影響が著しいことが明らかになった場合の措置
第7章	事後調査の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

さいたま市環境影響評価技術指針手引

平成29年5月 第2版発行

さいたま市環境局環境共生部環境対策課
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1332
FAX 048-829-1991
E-Mail kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市の環境影響評価情報をインターネットで提供しています。

ホームページアドレス

<http://www.city.saitama.jp/>

この印刷物は 100 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 2,859 円です。